

7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

社会福祉施設等の設置者又は管理者は、日常から高齢者、障害者、児童等といった入所者や利用者等の防犯に係る安全の確保に努めるとともに、不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策を推進する。

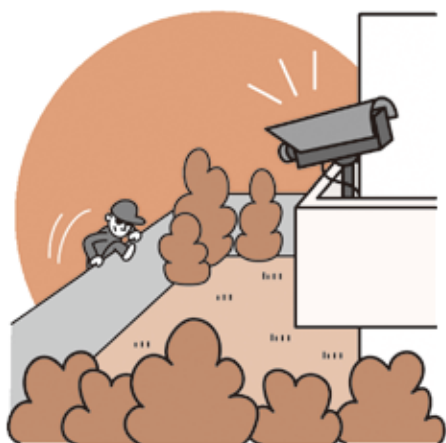
(2) 施設利用者の安全を守るための設備の整備

イ 敷地内への不審者侵入防止対策

- 道路や敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置するなど、境界を作り、不審者が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ。
- 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、事務室等の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- 門には、防犯カメラを設置したり、人の出入りを感知するセンサー付きライト等を設置する。

ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策

- 門から施設入口（受付）までの動線を明確にして、案内の看板等を門の周辺等に示しておく。
- 消防署等関係機関に確認の上、玄関、サッシ等に補助錠を取り付けたり、防犯フィルム等を窓ガラスにはり付ける。



ハ 防犯設備の日常の点検

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検する。
- 電源設備等の施設管理上重要な設備への確実な施錠を行い、施錠状況を毎日確認する。
- 警報装置、防犯カメラを設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備業者等との連携体制を確認する。
- 警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする。

ニ 防犯カメラの効果的な活用

- 侵入者の犯意の抑制等の観点から、門や出入口付近に「防犯カメラ作動中」等と表示する。
- 道路及び施設等からの見通しが確保されていない箇所については、防犯カメラを設置して、見通しを確保する。

(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策

イ 所内の体制と職員の共通理解

- 職員に指導的立場にある者の中から安全対策の責任者を指定する。
※安全対策の責任者の任務
 - ・ 防犯器材の点検整備
 - ・ 職員に対する安全に関する指導及び安全訓練の実施
 - ・ 110番通報要領等の安全マニュアルの作成及び備え付け
 - ・ 警察、地域の関係機関及び団体との連絡及び安全に役立つ情報の交換
- 職員の護身も含めて、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げることに
より、不審者の侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図る。
- 職員に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応
じ、警察や警備会社等の協力を得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施する。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合
言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知する。

ロ 来訪者の確認の徹底

- 正規の来訪者を含め、原則としてすべての来訪者の対応を受付に集中させ、外部か
らの人の出入りを確認する。
- 受付では、職員が対応して来訪者をチェックする。
- 職員が顔写真入りの身分証明書を首からかけたり、来訪者に来訪者証やその他を身
につけるように依頼し、利用者・職員とそれ以外の者を容易に区別できるようにする。
- 来訪者の予定等について、朝会などで職員間で情報交換を行い、対応する予定の職
員を確認しておく。

ハ 安全を守るための器具等の整備

- 不審者の侵入等の緊急時対応のために、安全を守るための器具を備えておく。器具としては、さすまた、催涙スプレー、ネット、つえ等が効果的である。
- こうした器具については、利用者等が防御以外の目的に使用することがないように管理の徹底を図る。



二 安全を守るための訓練の実施

- 施設への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番(119番)通報、非常通報装置を使用した通報等が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。
- 110番通報の後、警察官が到着するまでの間、職員自身の安全を守りつつ、不審者から利用者を守る訓練を、警察官等の協力を得て行っておく。

ホ 施設開放時等の安全確保

- 施設開放時には、解放箇所と非解放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示する。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、安全確保等に関するパンフレットなどを配布して注意喚起する。

へ 地域や関係機関等との連携

- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深める。
- 市町村、警察署等関係機関や社会福祉協議会などと日常から連絡を取り、情報交換等の連携を図る。

【参考資料】

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年7月厚生労働省)
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成28年9月厚生労働省)